⑩　次に掲げる基準を満たす管理技術者を技術協力業務の契約締結日までに配置できること。

ア　技術士（技術部門を、農業部門（選択科目を「農業土木」「農業農村工学」とするものに限る。）、建設部門（選択科目を「土質及び基礎」、「鋼構造及びコンクリート」「河川・砂防及び海岸・海洋」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「農業土木」、「農業農村工学」、「土質及び基礎」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川・砂防及び海岸・海洋」とするものに限る。）とするものに限る。）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（技術部門を「農業土木部門」、「鋼構造及びコンクリート部門」、「河川・砂防及び海岸・海洋」とするものに限る。）、１級土木施工管理技士のいずれかの資格を有する者。

又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。以下同じ。）。

イ　日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）であること。

⑪　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑫　東北農政局長から参加資格確認申請書提出期限の日から技術協力業務の見積合わせまでの期間に、測量・建設コンサルタント等業務に関した指名停止及び東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15北総第528号（経）農林水産省東北農政局長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑬　抱返頭首工改修に係る設計業務等の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑭　同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⑮　次に掲げる届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

3　説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、電子入札方式により交付する。

⑴　交付期間　令和元年11月13日から令和元年12月３日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時までとする。

⑵　交付場所　〒980―0014 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１仙台合同庁舎Ａ棟　東北農政局総務部会計課契約係　石川　靖　電話022―263―1111　内線4032

⑶　その他　ＣＤ－Ｒ等による交付方法を希望する場合は、その旨を上記３の⑴に示す交付期間に上記３の⑵の場所へ申し出るものとし、ＣＤ－Ｒ等を持参すること。

返信用封筒及びＣＤ－Ｒ等を用意した場合においては、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）又は託送（配達記録が残るものに限る。以下同じ。）も受け付ける。

なお、交付は無料とする。

4　参加資格の確認

⑴　技術提案書の提出を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、説明書に示す参加資格確認申請書及び確認資料を提出すること。参加資格確認申請書及び確認資料の提出期間は、令和元年11月14日から令和元年12月３日（行政機関の休日を除く。）までの午前９時から午後５時までとする。ただし、最終日については午前11時30分までとする。

⑵　参加資格確認申請書及び確認資料を上記４の⑴に示す期間に提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、技術提案書を提出することはできない。

⑶　参加資格確認申請書の作成・提出にあたっては、上記３に示す説明書の交付期間、場所及び方法により説明書（参加資格申請書様式等を含む。以下同じ。）を入手すること。

⑷　上記４の⑶以外の方法で入手した説明書をもとに作成・提出した参加資格確認申請書は無効とし、技術提案書提出要請の通知を行わない。

⑸　その他詳細は、説明書による。

5　技術提案書の提出期間、評価基準等

⑴　参加資格の確認後、参加資格を有する者に令和元年12月６日に技術提案提出要請を通知する。

⑵　上記５の⑴の技術提案提出要請の通知を受けた者は、説明書に示す技術提案書を提出すること。技術提案書の提出期間は、令和元年12月９日から令和２年１月14日（行政機関の休日を除く。）までの午前９時から午後５時までとする。ただし、最終日については午前11時30分までとする。

⑶　技術提案書の提案内容について、ヒアリングを行う。

⑷　技術提案書評価基準は、説明書による。

⑸　その他詳細は、説明書による。

6　優先交渉権者の特定及び契約締結

⑴　技術提案書の評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として特定する。

⑵　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者特定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記の①、②の順で優先交渉権者を特定するものとする。

①　説明書に示す課題１の得点が高い者

②　該当者にくじを引かせて優先交渉権者を決める。くじの実施方法等については、別途通知する。

⑶　優先交渉権者の特定結果等の通知方法、時期　優先交渉権者に特定した者には、特定結果及び見積合せの日時を令和２年３月18日に書面にて通知する。

⑷　優先交渉権者の特定後、技術協力業務の見積合せ及び契約締結を行う。

⑸　技術協力業務の契約締結後速やかに、説明書に示す基本協定の締結を行い、その後基本協定に基づき技術協力業務を実施した後に整備工事の価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合は、整備工事の見積合せ及び契約締結を行う。

交渉が成立しなかった場合は、交渉不成立とし次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、整備工事の価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び整備工事の価格等の交渉を行う。

⑹　技術提案の履行に関する事項　受注者の責めにより、技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講じることがある。

ただし、技術提案の設計等において、発注者と協議のうえで、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は施工条件の変更、災害等により受注者の責めに帰すことができない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

⑺　その他詳細は、説明書による。

7　発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。